



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年7月2日金曜日 第220号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....（スマート行政推進課）... 946

医療機関の指定.....（保健福祉課）... 946

施術機関の指定.....（ " ）... 946

指定医療機関の廃止の届出.....（ " ）... 947

指定施術機関の廃止の届出.....（ " ）... 947

介護機関（居宅介護事業者）の指定.....（ " ）... 947

介護機関（介護予防事業者）の指定.....（ " ）... 947

地籍調査の成果の認証.....（農政課）... 947

土地改良事業の工事の完了.....（農地整備課）... 947

肥料登録有効期間の更新（2件）.....（農産園芸課）... 948

建設業者の許可の取消し.....（土木管理課）... 948

急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防課）... 948

公 告

公文書の公開の実施状況.....（広報広聴課）... 948

個人情報の開示等の実施状況.....（ " ）... 949

公安委員会告示

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3等の診断を行う医師の指定.....（警察本部生活環境課）... 950

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第897号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和3年7月2日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
テレワーク用端末機及び閉域LTE網回線サービス等の提供（令和6年3月31日まで）一式	愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和3年4月22日	ソフトバンク株式会社 東京都港区海岸一丁目7番1号	31,335,150円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による

○愛媛県告示第898号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和3年7月2日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ひらやま内科・呼吸器内科クリニック	八幡浜市1024番地1	令和3年5月10日
くりの木薬局	四国中央市中之庄町398-2しのながビル5号	令和3年6月1日
たんばば薬局 本郷店	新居浜市本郷三丁目2番35号	令和3年6月1日

○愛媛県告示第899号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

令和3年7月2日

愛媛県知事 中村時広

施 術 機 関	施 術 所	指 定
氏 名	名 称	所 在 地
氏 名	名 称	所 在 地
竹内慶助	ひのき鍼灸接骨院	北宇和郡鬼北町芝144-9
		令和3年5月1日

○愛媛県告示第900号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和3年7月2日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ひらやま内科・呼吸器内科クリニック	八幡浜市1026番地	令和3年5月9日
くりの木薬局	四国中央市中之庄町398-2 しのがビル5号	令和3年5月31日

する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和3年7月2日

愛媛県知事 中村時広

施術機関氏名	施術名称	所在地	廃止年月日
竹内慶助	ひのき鍼灸整骨院	北宇和郡鬼北町永野市638-3 プラザビル201	令和3年4月30日
平原克也	はしはま整骨院	今治市波止浜11-28ハッピープラザはしはま内	令和3年5月12日

○愛媛県告示第901号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用

○愛媛県告示第902号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和3年7月2日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社 モードハヤシ	今治市八町東五丁目7番5号	小規模多機能型介護施設 たちばな南	今治市八町東五丁目6-2	令和3年3月16日
株式会社 あさひファーマシ	松山市桑原四丁目8番8号	あさひ調剤薬局 ひがし店	東温市田窪字海稲1495番3	令和3年4月1日

○愛媛県告示第903号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

令和3年7月2日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社 モードハヤシ	今治市八町東五丁目7番5号	小規模多機能型介護施設 たちばな南	今治市八町東五丁目6-2	令和3年3月16日
株式会社 あさひファーマシ	松山市桑原四丁目8番8号	あさひ調剤薬局 ひがし店	東温市田窪字海稲1495番3	令和3年4月1日

○愛媛県告示第904号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年7月2日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
今治市	立花町2丁目等9単位区域	令和元年度から令和2年度まで	今治市（立花町2丁目等9単位区

地域	下畑地の第10	平成30年度から令和2年度まで	域)の地籍図及び地籍簿
宇和島市	下畑地の第10	平成30年度から令和2年度まで	宇和島市（下畑地の第10)の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

令和3年7月2日

○愛媛県告示第905号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和3年7月2日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	愛南地区(愛南町)	平成27年3月16日
ほ場整備事業	愛南地区(愛南町)	令和元年5月31日
ため池等整備事業	愛南地区(愛南町)	令和2年3月27日

○愛媛県告示第906号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和3年7月2日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和9年7月22日	愛媛県第1196号	炭酸カルシウム肥料	くみあい苦土炭酸石灰	アルカリ分53.0 く溶性苦土10.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号11番地

○愛媛県告示第908号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和3年7月2日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-2)第17644号	令和3年1月6日	北宇和興産株式会社	吉田 良市	北宇和郡鬼北町大字近永592	令和3年6月23日	土工事業 及び・土工事業	同社の元役員が、役員在任時に建設業法第8条第12号に規定する欠格要件に該当していたことが判明したため。

○愛媛県告示第909号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市役所において縦覧に供する。

令和3年7月2日

愛媛県知事 中村時広

皆江

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町	字	地番	標柱
西予市 三瓶町皆江	シモコクオオ	2598番1	1号, 2号, 11号, 12号, 13号
		2609番1	3号, 4号
	コクオオ	2613番4	5号
		2613番1	6号

○愛媛県告示第907号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和3年7月2日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和9年8月15日	愛媛県第1253号	副産石灰肥料	粒状てん炉さい	アルカリ分43.0 く溶性苦土2.0	含有を許される有害成分最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社研農 高知県高知市百石町二丁目25番20号

公 告

○公 告

公文書の公開の実施状況

令和2年度の公開請求等に対する公文書の公開の実施状況の概要を次のとおり公表する。

令和3年7月2日

愛媛県知事 中村時広

- 1 公文書の公開の請求等及び処理の状況

(単位：件)

区分	請求等の件数	処理の状況			取下げ
		公開	部分公開	非公開	
公開請求	2,660	1,704	569	352	35
公開申請	4	1	3	0	0
計	2,664	1,705	572	352	35

- 注1 公開請求とは、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく公開請求をいう。
- 2 公開申請とは、条例附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされている愛媛県情報公開要綱（平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号。以下「要綱」という。）に基づく公開申請（要綱第2条第1項に規定する実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真であって、同条第2項に規定する決裁等が終了したもののうち、公立大学法人愛媛県立医療技術大学に引き継がれたものに係る公開申請を含む。）をいう。

2 公文書の公開の請求等の実施機関別内訳

(単位：件)

実施機関	公開請求件数	公開申請件数
知事		
総務部	39	1
企画振興部	35	0
スポーツ・文化部	12	0
県民環境部	60	0
保健福祉部	272	0
経済労働部	51	1
農林水産部	371	0
土木部	1,154	2
出納局	5	0
小計	1,999	4
議会	19	
公営企業管理者	46	0
教育委員会	226	0
選挙管理委員会	6	0
人事委員会	2	0
監査委員	0	0
公安委員会	1	
警察本部長	357	
労働委員会	0	0
収用委員会	4	0
海区漁業調整委員会	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0
公立大学法人愛媛県立医療技術大学	0	0
愛媛県土地開発公社	0	
合計	2,660	4

3 公文書の公開の請求等の主な内容

(単位：件)

請求等の主な内容	公開請求件数	公開申請件数
工事設計書	1,026	0
懲戒処分等の職員の処分関係	319	0
名簿関係	314	0
建築工事再資源化等届出書	253	0
公益法人等の決算書類	153	0

4 公文書公開請求者等別の内訳

(単位：件)

公開請求者等の区分	公開請求件数	公開申請件数
県内に住所を有する者又は事務所若しくは事業所を有する個人及び法人その他団体	1,888	3
その他のもの	772	1

5 不服申立て等の状況

(1) 不服申立て

(単位：件)

令和元年度からの繰越件数	令和2年度不服申立て件数	処理の状況					審査中	取下げ
		裁決又は決定						
		却下	棄却	一部認容	認容			
3	6	1	3	0	0	5	0	

注 不服申立てとは、公文書の公開請求に対する決定について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく不服申立てをいう。

(2) 不服申出

実績なし

○公 告

個人情報の開示等の実施状況

令和2年度の開示請求等に対する個人情報の開示等の実施状況の概要を次のとおり公表する。

令和3年7月2日

愛媛県知事 中村時広

1 個人情報取扱事務の登録件数

(単位：件)

実施機関	令和2年度末件数
知事	
総務部	79
企画振興部	57
スポーツ・文化部	75
県民環境部	202
保健福祉部	539
経済労働部	96
農林水産部	205
土木部	131
出納局	10
小計	1,394
議会	13
公営企業管理者	26
教育委員会	122
選挙管理委員会	17
人事委員会	4
監査委員	5
公安委員会	6
警察本部長	167
労働委員会	4
収用委員会	11
海区漁業調整委員会	2
内水面漁場管理委員会	1
公立大学法人愛媛県立医療技術大学	23
合計	1,795

2 個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

(単位：件)

実施機関	請求の件数	処理の状況			取下げ
		開示	部分開示	非開示	
知事	67	22	25	17	3
公営企業管理者	121	43	70	8	0
教育委員会	29	17	5	7	0
公安委員会	2	0	2	0	0
警察本部長	61	0	53	7	1

合 計	280	82	155	39	4
-----	-----	----	-----	----	---

注 他の実施機関については、実績なし。

(2) 口頭による開示請求

(単位：件)

実 施 機 関	請求の件数
知 事 総 務 部	32
県 民 環 境 部	41
保 健 福 祉 部	30
経 済 労 働 部	2
農 林 水 産 部	4
小 計	109
教 育 委 員 会	6,021
警 察 本 部 長	63
公 営 企 業 管 理 者	30
公立大学法人愛媛県立医療技術大学	73
合 計	6,296

注1 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭により開示請求できるものであり、請求があった場合は、原則開示するものである。

2 他の実施機関については、実績なし。

3 個人情報の訂正請求の状況

実績なし

4 個人情報の利用停止請求の状況

実績なし

5 不服申立ての状況

(単位：件)

区 分	不服申立て件数		処 理 の 状 況					取下げ
	令和元年度からの繰越件数	令和2年度不服申立て件数	却下	棄却	一部認容	認容	審理中	
開示決定等に係るもの	0	5	0	2	0	0	3	0
訂正決定等に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0
利用停止決定等に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第3号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年愛媛県公安委員会規則第6号）第2条第1項の規定により、次のとおり銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項又は第12条の3の診断を行う医師を指定した。

令和3年7月2日

愛媛県公安委員会委員長 曾我部 謙 一

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	診断の対象者
佐々木 朗	西条道前病院	西条市飯岡3290番地1	1 法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者 2 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者
山内 克之	三番町メンタルクリニック	松山市三番町四丁目4番地9	
牧 徳彦	牧病院	松山市菅沢町甲1151番地1	
藤井 正人	平成病院	大洲市柚木811番地1	
谷 向 知	愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川454番地	
梅岡 秀一	うめおか神経クリニック	松山市二番町三丁目8番地21 久保豊二番町ビル2階	1 令第8条第3号に定める病気にかかっている者
岡本 健太郎	愛媛県立今治病院	今治市石井町4丁目5番5号	